

平成 15 年 6 月 23 日

農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課 御中

畜産システム研究会会長 三谷克之輔

〒739-0046 東広島市鏡山 2 丁目 2965  
広島大学大学院生物圏科学研究科付属  
瀬戸内圏フィールド科学教育研究センター  
西条ステーション（農場）  
TEL 0824-24-7973  
FAX 0824-24-7898

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法  
施行規則の制定についての意見

牛個体識別台帳の記載事項のうち、その他省令で定める事項とされている「牛の種別」に関しまして、畜産システム研究会としまして、以下のコード化を採用することが望ましいと考えますので、ご検討いただきますようによろしくお願い申し上げます。

1. データベース用のコード化にあたっては、「牛の種別」を合理的に表示できる基本コードを設定し、必要に応じて基本コードの用途別分類化を行うのが普通です。しかし、提示された 11 区分は基本コード化と分類化が混在し、分類化の根拠が論理的でなく、データ構造の柔軟性が極めて乏しいと思います。このために現場の要望や状況の変化に対応した分類基準の変更やデータ処理が困難になることが予測されます。
2. そこで、牛の種別の基本コード化は提示されている 6 品種、肉専用種および乳用種を下記の通り記号化（例を示しておく）し、交雑種は記号の組み合わせにより表示する方法を提案致します。

黒毛和種（B）

褐毛和種（R）

日本短角種（S）

無角和種（P）

ホルスタイン種（H）

ジャージー種（J）

肉専用種（b, ~ 以外の肉用種）

乳用種（d, と 以外の乳用種）

例えば、黒毛和種と褐毛和種の交雑はBR、黒毛和種とホルスタイン種の交雑はBHのように、交配した雄牛を左側に表記します。BHの雌牛に黒毛和種を交配して生産したF1クロスはBBHと表記することになります。また、アンガスを例にすると基本コードbに含まれるので、黒毛和種との交雑種はBbと表記されます。

「牛の種別」としては、以上のコード化により個体識別のための情報管理と伝達の機能は十分に果たすことができると思われます。

3. 牛個体識別台帳に記載する場合に、記載方法とコンピュータ処理を容易なものとするために「牛の種別」を父方と母方の2項目で表示する方法も考えられます。この場合には、基本コードに 黒毛和種をホルスタイン種またはジャージー種に交雑したもの（ ）と 和牛間交雑種（w）を追加する可能性も配慮しておく必要があります。このため基本コードの設定に当たっては将来の拡張性を考慮して、一種別につき2カラムを用意しておく必要があると考えます。
4. 「牛の種別」は牛個体識別台帳に記載する事項として提案されていますが、子牛市場、枝肉市場、食肉表示等に対する影響が大きいことを配慮しておく必要があります。例えば、「牛の種別」で規定されている「和牛間交雑種」の和牛4品種は、「食肉の表示に関する公正競争規約施行細則」第10条第2号に規定されていますので、本施行規則に直接関わるものではありませんが、和牛間交雑種の取り扱いを含めて「食肉の表示に関する公正競争規約施行細則」の見直しを並行して検討していく必要があることを付け加えさせていただきます。

以上、よろしくご検討いただきますようお願い申し上げます。